

横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領

制 定 平成20年3月19日 都地ま第2023号（局長決裁）

最近改正 令和4年7月14日 都地ま第371号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第10条に定める地域まちづくり活動支援事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、支援制度要綱の例による。

（対象活動）

第3条 この要領において、地域まちづくり活動支援事業の対象となる活動は、次の各号に定める。

- (1) 地域まちづくり組織の認定に向けた合意形成等に関する活動
- (2) 地域住民等の意識調査又はアンケート調査等の活動
- (3) 勉強会、見学会等の学習活動
- (4) まちづくりニュース、パンフレット等の案の作成
- (5) 地域まちづくり活動団体の事務運営、連絡調整の方法等に関する検討
- (6) プラン又はルール等の案の作成
- (7) 建築物等の現況調査
- (8) 協働推進方針の案の策定
- (9) 地域まちづくり事業に係る事業計画の案の作成
- (10) 地域が提供する地権者情報の二次的な加工
- (11) 都市計画提案に必要な書類の作成
- (12) 市街地開発事業等に係る計画の検討案の作成
- (13) その他地域まちづくりの推進に必要な活動として市長が認めるもの

2 支援制度要綱第11条第3項の規定により、市長が特に必要があると認めるときは、前項第7号の活動を含むとき及び国費等の導入により限度を超えることが地域まちづくり活動又は事業進捗に繋がると判断したときに限る。

（支援の申請）

第4条 支援制度要綱第10条の支援を受けようとする者は、地域まちづくり支援事業申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、活動計画書を添付しなければならない。

（支援の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援の目的及び内容が適正であるかを調査し、支援すべきと認めるときは、速やかに支援の決定をする。

2 市長は、前項の支援の決定をしたときは、前条の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに次に掲げる事項を記載した地域まちづくり支援事業支援決定通知書（第2号様式）を交付する。

(1) 支援の決定の内容

(2) 支援の条件

(不支援の決定)

第6条 市長は、前条第1項の調査の結果により、支援しないことと決定したときは、申請者に対し、速やかに地域まちづくり活動支援事業不支援決定通知書（第3号様式）によりその旨を通知する。

(実績報告)

第7条 市長から委託されたまちづくりコーディネーター等による支援を受けた者は、前条で決定した支援を完了したときは、速やかに地域まちづくり支援事業実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、支援を受けて作成した成果物等を添付しなければならない。

(地域まちづくり相談事業との組み合わせ)

第8条 支援制度要綱第3条及び第10条に定める支援を同時に行うときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が必要であると認めるときに限る。

(1) 地域まちづくり活動団体が行う活動が複数のテーマにわたっているとき

(2) 支援制度要綱第10条により委託する内容が第3条第1項第7号に該当するとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年3月19日から施行し、平成20年度予算にかかる支援から適用する。

附 則（改正 平成20年9月18日 都地ま第1222号、局長決裁）

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の申請に係る支援の手続きから適用する。

附 則（改正 平成24年3月20日 都地ま第1830号、局長決裁）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成26年1月31日 都地ま第1844号、局長決裁）

この要領は、平成26年1月31日から施行する。

附 則（改正 令和3年4月1日 都地ま第1487号、局長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和4年7月14日 都地ま第371号、局長決裁）

この要領は、令和4年7月14日から施行する。